

平成23年6月22日
土木建築部

建設工事の入札にかかる最低制限価格の算定に関する運用について

土木建築部においては、入札契約の公正を確保するため、最低制限価格の推測が容易になることがないよう最低制限価格の算定にあたっては、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の算定

下記の①及び②に基づき算定した最低制限価格を、工事の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができることとする。

① 予定価格の100分の70から100分の90の範囲内で、

② $\{(直接工事費 \times 10/10) + (共通仮設費 \times 9/10) + (現場管理費 \times 8/10) + (一般管理費 \times 6/10)\}$

※なお、特別なものについては、上記算定式にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて算出するものとする。

2 適用年月日：平成23年6月27日

(平成23年6月27日以降に指名通知又は入札公告する建設工事から適用する)